

(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事に関する基本協定書 (案)

(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事 (以下「本工事」という。) に関して、東海市 (以下「発注者」という。) と〇〇〇〇 (以下「施工予定者」という。) とは、以下のとおり基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本工事における発注者が実施した (仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事等施工業者選定プロポーザル (以下「本プロポーザル」という。) において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、発注者と施工予定者による工事の請負契約 (以下「本工事請負契約」という。) の締結に向けて、施工予定者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(施工予定者の義務)

第2条 施工予定者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行うものとする。

2 施工予定者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行するものとする。

(技術協力等)

第3条 施工予定者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する実施設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本工事における未確定の仕様について提案、協議するとともに、(仮称) 創造活動・歴史文化交流施設建設工事实施設計技術協力業務委託契約 (以下「技術協力業務委託契約」という。) を発注者との間で締結する。

2 施工予定者は、発注者が別途発注した設計業務の受注者 (以下「設計者」という。) を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、本プロポーザルにかかるパートナーシップ協定を締結する。

3 施工予定者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、施工予定者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第7条から第11条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(本工事請負契約手続等)

第5条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、施工予定者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

2 施工予定者は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。

3 発注者及び施工予定者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、施工予定者は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

5 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については、東海市建設工事請負契約約款（建築関連工事用）第26条に基づく請求の対象外とする。

6 施工予定者は、第2項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合せを行う。

7 発注者は、前項の見積合せの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合、施工予定者を契約の相手方として工事期間等の契約条件を確認のうえ、施工予定者と本工事請負契約を締結するものとする。

(価格等の交渉の不成立)

第6条 発注者は、発注者および施工予定者いずれの責めに帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合、不成立となった旨とその理由を書面により通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については施工予定者の負担とし、第7条から第11条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

3 施工予定者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 施工予定者は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又は担保

に供することその他一切の処分を行わない。

(特許工法その他の特許権等の取り扱い等)

第8条 第6条により本工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、施工予定者が発注者に引き渡した成果物及び技術協力により実施設計に採用された施工予定者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については施工予定者に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。また、係る成果物や知的財産権の種類、内容に関わらず、それらの使用料支払いを請求してはならない。

(損害賠償等)

第9条 本工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と施工予定者間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 施工予定者は、帰責原因が施工予定者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
- (2) 発注者は、設計者の法的義務違反等により発注者に帰責原因がある場合は、施工予定者に発生した損害を賠償する。
- (3) 発注者及び施工予定者の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。

2 施工予定者が本工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等によって生じた損害等について、発注者は施工予定者に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第10条 施工予定者は、本協定に関し発注者及び全ての関係者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず役割、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報としては取り扱わないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けた時点又は知得した時点で既に被開示者が自ら適法に

保有していた情報

- (2) 相手方から開示を受けた時点又は知得した時点で既に公知となっている情報
- (3) 相手方から開示を受けた後又は知得した後に、被開示者の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から被開示者が秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、被開示者が独自に開発したことを証明し得る情報
- (6) 法令により又は主務官庁若しくは裁判所等の公的機関により開示が要請された情報

(協定内容の変更)

第11条 本協定に規定する各事項は、発注者及び施工予定者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と施工予定者との間に生じた紛争について、愛知県東海市を管轄する裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、施工予定者が協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所有する。

令和4年（2022年）12月 日

発注者 東海市中央町一丁目1番地
東海市

代表者 東海市長 花 田 勝 重

施工予定者 ○○○○

○○○○

代表者 ○○○○